

契 約 書

医療法人社団 英寿会
グループホーム なごみの里鹿島

グループホーム なごみの里鹿島 利用契約書

(契約の目的)

第1条 グループホームなごみの里鹿島（以下「事業所」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従い、家庭的な環境のもとで、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように各種サービスを提供します。

一方、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることをこの契約の目的とします。

(利用基準)

第2条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の認定を受け、かつ認知症の診断を受けていること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 住所地が中能登町の方

(契約の適用期間)

第3条 この契約は、利用者またはその家族（以下「利用者代理人」という）が認知症対応型共同生活介護利用同意書を事業者に提出した時から有効を有します。但し、利用者代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用者及び利用者代理人からの契約解除)

第4条 利用者及び利用者代理人は事業者に対し文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者からの契約解除)

第5条 事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号のいずれかに該当する場合、適切な予告期間において、この契約を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、「自立」「要支援1」と認定された場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず速やかに支払われない場合
- ③ 伝染性疾患により他利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者の退居の必要がある場合

- ④ 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ当該グループホームにおける共同生活が困難と事業者が判断した場合
- ⑤ 利用者及び利用者代理人が故意に法令その他この契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがない場合
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設側で受け入れが可能となったとき
- ⑦ 利用者が死亡された場合
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

(退居時の援助及び費用負担)

第6条 契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、保健・医療・福祉機関と連携して、円滑な退居のために必要な援助を行います。

なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

(利用料等の支払い)

第7条 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払う義務があります。

- 2. 事業者は、利用者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支給を受けます。

(以下、「法定代理受理サービス」という)

- 3. 事業者は、利用者及び利用者代理人が指定する送付先に対し、毎月10日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。
- 4. 利用者及び利用者代理人は、連帯して事業者に対し、前項の利用料を当月15日までに、事業者の指定する方法により支払うものとします。

なお、支払い方法は、当施設事務所窓口にて直接支払うか銀行振り込み、口座引落にて支払いします。

- 5. 事業者は、利用者及び利用者代理人からの利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び利用者代理人へ領収書を交付します。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成等)

第8条 事業者は、利用者の心身状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護（以下「介護計画」という。）を作成します。

2. 介護計画の作成後、また同計画の変更後、利用者及び利用者代理人に対し、その計画の内容を説明し同意を得ると共に、それを交付します。
3. 介護計画作成後も、継続的にサービスの実施状況を把握し、必要に応じて介護計画の変更をします。
4. 利用者及び利用者代理人は、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、利用者及び利用者代理人の不利益となる場合を除き、介護計画の変更を行います。
5. 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、それを2年間保管します。
6. 事業者は、利用者が前5項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、利用者代理人やその他の者に対しては、利用者の承諾を得た場合その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(サービスの内容およびその提供)

第9条 事業者は、前条により作成された介護計画に基づき、本条の通り各種サービスを提供します。また利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。

2. 利用者は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
 - ① 入浴・排泄・食事・着替え等の介護
 - ② 日常生活上のお世話
 - ③ 日常生活上の相談・援助
3. 利用者は、介護給付以外サービスとして、別紙「重要事項説明書」の通りサービスを受けることができます。
4. 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。
5. 事業者は、サービスの提供にあたり、保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

6. 事業所は、利用者に対し、介護計画が作成されるまでの間、利用者が有する能力に応じた生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供します。

(保険給付のための証明書の交付)

第10条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者または利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、サービス提供証明書を交付します。

2. サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの種類、内容・費用その他必要な事項を記載します。

(秘密の保持)

第11条 事業者及びその職員は、認知症対応型共同生活介護を提供する上で知り得た利用者及びその利用者代理人に関する秘密を、正当な理由な第三者には漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も継続します。

但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び利用者代理人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他保険医療福祉サービスを提供する者への情報提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会や研究会等での事例研究発表等。なお、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します
- ③ 事業者は、医療上緊急の必要性がある場合は、医療機関等へ利用者に関する心身等に関する情報を提供できるものとします

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には利用者代理人または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医・利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を取る等必要な措置を講じるものとします。

2. 利用者及び利用者代理人は、契約時の緊急連絡先を事業者に対し提示するものとし、変更があった場合は速やかに申し出ることとします。
3. 事業者は、サービス供給体制の確保や夜間における緊急時の対応のために協力医療機関と連携をとっています。

協力医療機関は「重要事項説明書」に記載のとおりです。

(要望または苦情等の申出)

第13条 事業者は、提出した認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び利用者代理人等から要望または苦情を受付ける窓口を設置し迅速に対応するものとします。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供中に、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者代理人または緊急連絡先、利用者に関わる居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに必要な措置を講ずるものとします。

(賠償責任)

第15条 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に伴い、事業者の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。ただし、利用者に重過失がある場合には、事業者は賠償責任を免除または賠償額が減額されることがあります。

2. 利用者の故意、過失により、居室または備品につき通常の保守・管理を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者または利用者代理人が負担します。

(利用者および保護者の権利)

第16条 利用者および利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の好みおよび主体的決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるように支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療が受けられること
- ⑥ 家族等との通信や交流に自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること

- ⑧ 身体的、精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること
- ⑪ 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行うこと

(利用者代理人の責務)

第17条 利用者代理人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する責務について連帯債務者になると共に事業者が必要ありと認め要請したときは、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取りを行うことに責任を負います。

(契約の定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。

認知症対応型共同生活介護利用契約書

グループホームなごみの里鹿島 を利用するにあたり、利用契約書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意いたします。

契約締結日 令和 年 月 日

(契約者氏名)

事業者	住 所	〒929-1816	
		石川県鹿島郡中能登町浅井ろ部 107 番地	
	名 称	医療法人社団 英寿会	
		グループホーム なごみの里鹿島	
	代表者	管理者 上坂 トシエ	印
	説明者		印

利用者	住 所	
	氏 名	印

利用者代理人	住 所	
	氏 名	印

以上の契約の証として、本同意書を2通作成し、利用者および利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その1通を保有します。